

○名寄市立大学教員の採用及び昇任の選考基準に関する規程

平成 25 年 3 月 4 日

改正 平成 30 年 6 月 6 日

(目 的)

第 1 条 この規程は、大学設置基準（昭和 31 年文部省令第 28 号）第 14 条、第 15 条、第 16 条及び第 17 条並びに教育公務員特例法（昭和 24 年法律第 1 号）第 3 条第 5 項の規定に基づき、名寄市立大学(以下「本学」という。)に勤務する専任の教授、准教授、講師、助教及び助手の採用、昇任に関する選考基準を定めることを目的とする。

(選考の原則)

第 2 条 本学教員の採用及び昇任の選考は、大学の基本理念と教育目標並びに大学運営に対する当該者の理解と尊重を確認し、学歴、職歴、研究活動、教育活動、大学運営活動、学会活動、社会における活動等を総合的に判定して行う。

(教授の資格)

第 3 条 本学の教授となることができる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

- (1) 博士の学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む。)を有し、研究上の業績を有する者。
- (2) 研究上の業績が前号の者に準ずると認められる者。
- (3) 学位規則(昭和 28 年文部省令第 9 号。以下「規則」という。)第 5 条の 2 に規定する専門職学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む。)を有し、当該専門職学位の専攻分野に関する実務上の業績を有する者。
- (4) 大学(短期大学を含む。以下同じ。)又は高等専門学校において教授、准教授(助教授)又は専任講師の経歴(外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。)のある者。
- (5) 芸術、体育等については、特殊な技能に秀でていと認められる者
- (6) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有し、前各号のいずれかに準ずる能力を有すると認められる者

(准教授の資格)

第 4 条 本学の准教授となることができる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

- (1) 前条各号のいずれかに該当する者
- (2) 大学又は高等専門学校において助教又はこれに準ずる職員としての経歴（外国におけるこれに相当する教員としての経歴を含む。）のある者。
- (3) 修士の学位又は規則第 5 条の 2 に規定する専門職学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む。)を有する者。
- (4) 研究所、試験所、調査所及び病院等に在職し、研究上の業績を有する者。
- (5) 専攻分野について、優れた知識及び経験を有すると認められる者。

(講師の資格)

第5条 本学の講師となることができる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

(1) 第3条又は前条に規定する教授又は准教授となることができる者

(2) その他特殊な専攻分野について、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者。

(助教の資格)

第6条 本学の助教となることができる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

(1) 第3条の各号又は第4条の各号のいずれかに該当する者

(2) 修士の学位又は規則第5条の2に規定する専門職学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む。)を有する者

(3) 専攻分野について、知識及び経験を有すると認められる者

(助手の資格)

第7条 本学の助手となることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 学士の学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む。)を有する者

(2) 前号の者に準ずる能力を有すると認められる者

(実務経験)

第8条 第3条、第4条、第5条、第6条及び第7条に規定する看護学及び栄養学の特定分野における教員採用選考は、保健師、助産師もしくは看護師の免許状又は管理栄養士の免許状を有し、原則として3年以上の実務経験を有する者について行う。

2 社会福祉学等における教員採用選考においても、当該教育研究業務に密接に関連する実務経験年数は、教員選考委員会が判定し、前項に準じて読み替えることができる。

(研究活動の評価)

第9条 研究活動の業績は、別に定める申合せ事項に基づき点数に換算した上で、総合的に評価する。

(大学運営活動等の評価)

第10条 大学運営活動の評価に当たっては、教員選考委員会は当該職務に関係する教職員の長の複数名から意見を聴取しなければならない。

(雑 則)

第11条 この規程に定めるもののほか、教員の選考に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

(廃 止)

2 名寄市立大学教員の採用及び昇任の選考基準に関する規程(平成22年6月3日)は、廃止する。

附 則(平成30年6月6日)

この規程は、公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

研究活動の評価に関する申合せ事項（第9条関係）

- 1 研究活動の業績に関する資格別所要点数は次の二つの基準のいずれかによる。甲欄の当該資格の所要点数は、それぞれ従前からの通算の研究業績によるものとする。乙欄は、第8条に規定する実務経験を有する教員として採用された後（前資格取得後）の研究業績とする。

区分	甲	乙
教 授	70点以上	30点以上
准教授	40点以上	20点以上
講 師	20点以上	10点以上

- 2 実験科学系の教員もしくは自然科学系の科目を担当する教員については、以下に記した所要点数とする。

区分	甲	乙
教 授	120点以上	50点以上
准教授	70点以上	35点以上
講 師	35点以上	18点以上

- 3 前条の資格別所要点数は、表に定める換算点数に基づいて教員選考委員会が算出する。著書および教科書ならびに翻訳書は市販本に限る。表に定める論文の換算点数の他、博士論文は15点、修士論文は5点とする。

	著書		論文				学会発表	
	専門 学術 研究書	その他 (教科書・ 啓発書・ 翻訳書等)	学術雑誌 (全国・ 外国)	その他の論文		報告書 等	国際・ 全国	その他
				査読有	査読無			
単著	30	15	15	10	5	4	4	2
主共著	20	10						
分担共著	10	5	5	5	3	2	－	－